



労基署便り

令和7年度 No.7

大河原労働基準監督署



令和7年1月～9月労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症による災害を除く

(令和7年10月8日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6	R7	前年比	R6	R7	前年比
製造業 計	29	35	6	298	283	15
食料品製造業	7	15	8	129	126	3
機械金属製造業	13	10	3	88	73	-15
建設業 計	14	23	9	187	189(2)	2(2)
土木工事業	7	9	2	55	52(1)	-3(1)
建築工事業	5	7	2	97	88(1)	-9(1)
その他の建設業	2	7	5	35	49	14
運輸交通業 計	10	4	-6	234(1)	241	7(-1)
道路貨物運送業	8	3	-5	208	214	6
商業	17	21	4	276	319	43
社会福祉施設	5	5	0	152	161	9
全産業	106	128	22	1583(9)	1668(6)	85(-3)

1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械等製造業の合計。

大河原労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害が、若干ではありますが、減少傾向に転じています。しかしながら、令和7年は、これまでに労働災害が多発した関係上、前年同時期比（9月末日現在）20.8%増となっており、引き続き災害防止に係る取組に力を入れていただきたいと思います。災害の増加が著しい業種がいくつか認められますが、今回は、その中から建設業をピックアップしました。裏面に、建設業における災害の事故の型、注意点等を記しましたので安全管理の参考にしてください。

しごとより、
いのち。

働くことは生きること。仕事をは、いきがい。

でも、働くことで心と体の健康を保つことは、絶対にあってはならないこと。

みんなに個性や個性を大切にすること、それが何より大切です。

みんなの健康を保つこと、みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。さまざまなイベントが開催されますが、特に各都道府県で開催されるシンポジウムは、過労死等の現状や課題を目の当たりにできる貴重な場となりますので、是非ともご参加願います。 **参加費無料**



開催日時：令和7年11月18日（火）

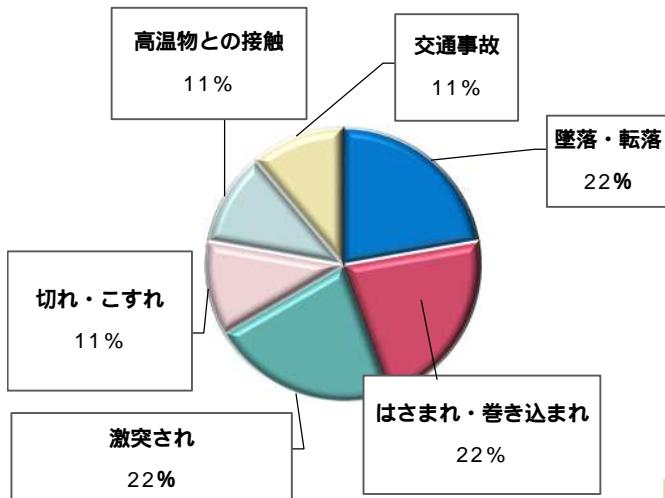
午後3時から

場 所：せんだいメディアテーク



お申し込みは、こちら
からお願いします。

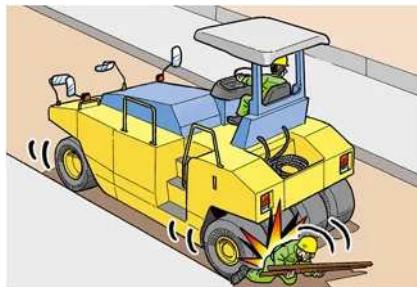
1 土木工事業（全9件）



土木工事業は、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」、「墜落・転落」災害が多いのが特徴です。他の業種と異なり、「はさまれ・巻き込まれ」や「激突され」災害の加害物は重機になることが多く、死亡災害に繋がるような重篤な災害が発生することが少なくありません。

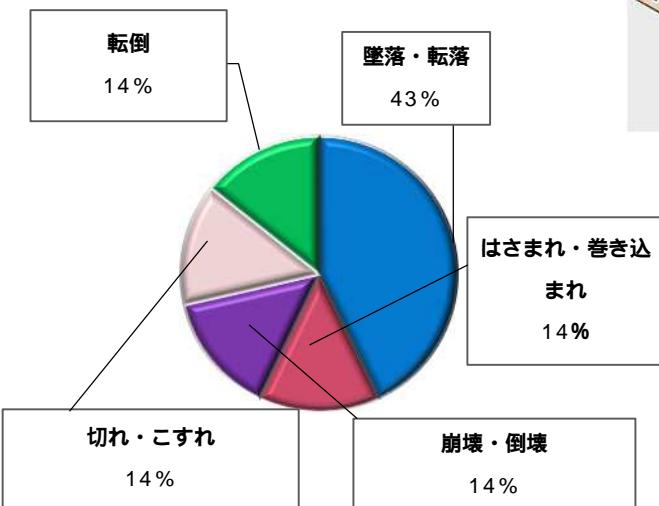
重機（車両系建設機械、クレーン等）を使用する場合には、日々の作業に対応した作業計画を作成し、関係労働者に周知した上で作業を進めるようしてください。

災害事例



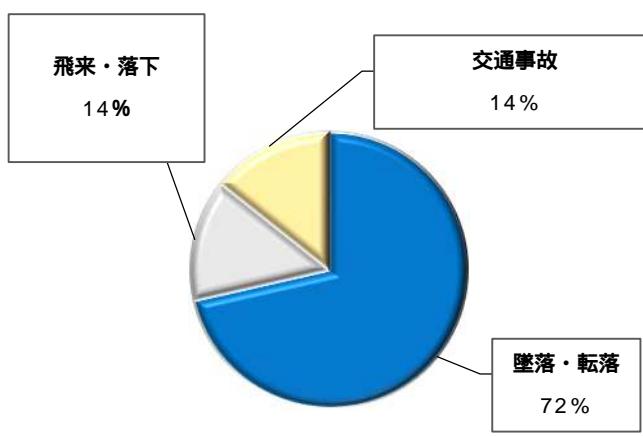
後方で作業を行っている者がいることを確認せずに後進して轢いてしまった。

2 建築工事業（全7件）



建設工事業とその他の建設業（電気通信工事業等）は、「墜落・転落」災害が多くを占めています。法令上、墜落防止措置が義務付けられていない2メートル未満の箇所からの墜落災害が目立ちます。また、脚立や梯子からの墜落災害が多発しています。令和7年に当署管内で発生した建設業における「墜落・転落」災害10件中3件は、脚立・はしご絡みの墜落となっています。それほど高くないところからの「墜落・転落」でも重症化する場合があります。脚立やはしごを使用する場合には、十分に注意してください。

3 その他の建設業（全7件）



【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。